

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 12 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に、同社B工場における資格喪失日に係る記録を40年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を37年11月は2万円、40年4月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和40年4月29日から同年5月1日まで

私は、昭和35年3月1日に、A社に入社し、56年10月10日に退職するまで継続して勤務したが、同社B工場に異動した申立期間①及び同社本社に異動した申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された回答書並びに申立人及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（申立期間①は同社本社から同社B工場に異動、申立期間②は同社B工場から同社本社に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の加入記録並びに申立人及び元同僚の供述から判断すると、申立期間①は昭和37年12月1日、申立期間②は40年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社及び同社B工場における社会保険事務所（当時）の記録から、申立期間①は2万円、申立期間②は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については、事業主は資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、申立期間②については、事業主から提出された申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が社会保険事務所の記録と一致していることから、事業主が昭和37年11月30日及び40年4月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年11月及び40年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成17年8月12日の標準賞与額に係る記録を20万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月12日

私は、平成16年4月から19年6月までA社に勤務したが、この間、支給された賞与のうち申立期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書及び平成17年賃金台帳から、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額(20万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5472

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和51年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（後に、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から同年5月1日まで

私は、申立期間には既にA社で正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が昭和51年5月1日から始まっているのは手続上の誤りだと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、申立人のA社及びB社に係る人事カードにより、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された厚生年金基金連合会（現在は、企業年金連合会）が発行した「年金の引き継ぎのお知らせ」及び企業年金連合会から提出された申立人の中脱記録照会（回答）により、申立人は、昭和51年4月1日にA社においてC厚生年金基金の加入員資格を取得していることが確認できる。

さらに、D社の人事担当者は、「申立期間当時のC厚生年金基金に係る資格取得届出書は、多分複写式であった。」と供述していることから、同基金に提出されたものと同じの届出書を社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和51年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して

行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会から提出された申立人の中脱記録照会（回答）から9万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和42年3月25日にA社に入社してから、46年7月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された回答書及びA社C工場の厚生年金保険記号番号台帳の記載から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和42年6月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所

は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 関東千葉厚生年金 事案 5474

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 23 日

私は、年金事務所から、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「普通・貯蓄預金補助元帳」により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、賞与支給明細書を所持している複数の元同僚は、「申立期間当時の会社の経営状況が悪くなかったことから、全員に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人が所持する普通・貯蓄預金補助元帳で確認できる賞与振込額、元同僚の賞与支給明細書により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、5万円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5475

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は10万4,000円、申立期間②は8万円、申立期間③は11万円、申立期間④は13万2,000円、申立期間⑤は5万円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日  
③ 平成16年7月26日  
④ 平成16年12月7日  
⑤ 平成17年7月7日  
⑥ 平成18年7月31日

私は、年金事務所から、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について照会を受けた。当該賞与をもらった記憶及び預金通帳の記録があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、B市から提出された平成16年度から19年度までの地方税データ（平成15年から18年までの所得分）の社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書に

より、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人が所持する預金通帳で確認できる賞与振込額、元同僚の賞与支給明細書及びB市から提出された上記の地方税データの社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は10万4,000円、申立期間②は8万円、申立期間③は11万円、申立期間④は13万2,000円、申立期間⑤は5万円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5476

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は6万8,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は11万円、申立期間④は13万3,000円、申立期間⑤は5万円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日  
③ 平成16年7月26日  
④ 平成16年12月7日  
⑤ 平成17年7月7日  
⑥ 平成18年7月31日

私は、年金事務所から、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について照会を受けた。当該賞与をもらった記憶及び預金通帳の記録があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、B市から提出された平成16年度から19年度までの市県民税課税台帳（平成15年から18年までの所得分）の社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書に

より、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人が所持する預金通帳で確認できる賞与振込額、元同僚の賞与支給明細書及びB市から提出された上記の市県民税課税台帳の社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は6万8,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は11万円、申立期間④は13万3,000円、申立期間⑤は5万円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東千葉国民年金 事案 4614 (事案 3683、4047、4319 及び 4505 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 63 年 6 月までの期間、平成 2 年 6 月、3 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 5 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から 63 年 6 月まで  
② 平成 2 年 6 月  
③ 平成 3 年 7 月から同年 10 月まで  
④ 平成 5 年 1 月

私は、平成 2 年 6 月頃に A 市役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、その際、窓口の職員から過去の国民年金保険料を遡って納付できることを聞き、昭和 61 年 7 月からの 2 年分の保険料を納付した。また、それ以降の保険料も共済組合又は厚生年金保険からの切替手続を行い、納付しているはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとする前回までの審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の記号「\*」は、C 社会保険事務所 (当時) が平成 4 年 12 月から同社会保険事務所管内の市町村に払い出していた記号であり、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する 2 年 6 月時点において、同社会保険事務所が払い出していた記号は「\*」であることから、申立人が同年 6 月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難いこと、ii) 申立人の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、同社会保険事務所から 7 年 1 月 9 日に A 市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人の加入手続は同年 4 月頃に行われたと推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、iii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムに

よる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由に、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）及び当委員会の決定に基づき、23年7月13日、同年12月28日、24年7月25日及び25年8月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されず、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から同年12月まで

申立期間に係る私の国民年金保険料は、父が納付してくれていたはずなので、当該期間が未納となっていることに納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていた。」と申し立てているが、申立人の父は既に亡くなっており、申立人の国民年金の加入手続等について申述が得られないことから、当該国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等は不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年11月30日に社会保険事務所（当時）からA町に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は53年1月頃に行われ、20歳まで遡って被保険者資格を取得したものと推認でき、その加入手続時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、A町の国民年金被保険者名簿の納付記録では、申立人の父が加入手続を行った頃と推認される昭和53年1月14日に、当該納付時点では、時効により納付できない50年1月から同年9月までの保険料が過年度納付されていることが確認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の年金記録を確認したところ、申立人と同様に、同年1月まで遡って過年度納付している者が散見されることから、当該時効期間の保険料納付に当たって、申立人のみが特別な取扱いを受けたものとは考え難い上、A町は、当該時効期間の保険料納付について、「当時は、各集落で徴収を行っており、徴収方法について、

当時を知る者はおらず、資料が無いため不明。」と回答しているほか、当該前後の被保険者においても49年12月以前の保険料を過年度納付している状況は認められない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5477 (事案 3504 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 21 日から 62 年 4 月 1 日まで

私の手元に、支給日や支給項目は定かではないが、夫が所持していたA事業所の給与明細書が残っている。それを見ると、本来の厚生年金保険料に比べて、多くの保険料が控除されていると思うので、保険料控除額に見合う標準報酬月額にしてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所は、申立人の申立期間当時の関連資料について、「残っている資料は無い。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立人から提出された昭和 53 年分の源泉徴収票の社会保険料の金額は、オンライン記録による標準報酬月額に基づき試算した社会保険料合計額とほぼ一致すること、iii) 申立人がB事業所に入社した昭和 46 年 6 月から同社が適用事業所でなくなった 53 年 1 月までの間の標準報酬月額は、8 万 6,000 円から 30 万円と上昇傾向にあり、不自然さは認められない上、C社に入社した同年 1 月の被保険者資格取得時の標準報酬月額は 30 万円で、同年 9 月以降 62 年 4 月 1 日にA事業所での資格喪失日までの標準報酬額は当時の最高等級 (53 年 9 月から 32 万円、55 年 10 月から 41 万円、60 年 10 月から 47 万円) で推移していること、iv) 申立人から提出された支給年月日及び支給項目が不明の給与明細書については、支給項目の相関関係から判断して報酬月額と考えられる額が 34 万円を超えていることから、申立人の標準報酬月額が当時の最高等級になった昭和 53 年 9 月以降のものであると考えられることなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員

会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 5 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、前回の申立ての際に提出した給与明細書の各控除に係る項目について社会保険労務士に相談したところ、「はっきりした事は判明しないが、所得税、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、組合費、住民税、生命保険ではないか。」と回答を得たとして再申立てを行っているが、申立人からは当該回答以外に新たな資料等の提出は無く、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月30日から38年2月1日まで

私の母は、昭和35年8月29日から53年1月末日までA社（現在は、B社）に継続して勤務をしていたが、申立期間の厚生年金の被保険者記録が無いのは納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の次女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された永年勤続表彰状及び元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びC社D工場（現在は、B社E製造所）に勤務していたことは推認できる。

一方、オンライン記録において、C社D工場（\*）が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年12月1日に同工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者については、同日までA社（\*）において被保険者記録を有していることが確認できる。

しかし、B社本社及び同社E製造所は、「申立期間当時の資料は無く、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元上司は、「申立人の給与は日払いでまとめて支払っていた。申立人及び申立人が氏名を挙げた元同僚はそれぞれ寮と工場の掃除をしていたが、職種としては職員とは別の取扱いをしていた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が氏名を挙げた元同僚は、申立人と同様に、同社における被保険者資

格を喪失した後、申立人と同日の昭和 38 年 2 月 1 日に C 社 D 工場（\*）において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、申立期間において、A 駅前にあった A 事業所に住み込みで勤務したが、厚生年金保険被保険者期間となっていない。給与から、厚生年金保険料が控除されていたはずであり、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 事業所が営む業種は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める強制適用事業所の業種ではない上、同事業所の経営母体である B 社の元取締役は、「同事業所を厚生年金保険の適用事業所とはしていない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、B 社は、昭和 42 年 7 月 29 日に法人化され、平成 2 年 3 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、B 社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表取締役は、「関連資料等は残っていない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない上、上記の元取締役は、「同社が適用事業所となる以前は、厚生年金保険に加入していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 34 年 4 月から A 社に勤務したが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は平成 12 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、元事業主の次男は、「同社は 13 年前に倒産し、資料は無い。」と回答していることから、申立期間に係る当該事業所における厚生年金保険の適用状況及び保険料控除について確認できない。

また、上記の複数の元同僚のうち一人は、「中学校を卒業したばかりだったので見習期間ということで厚生年金保険にはすぐに加入させてもらえなかった。」と供述している上、そのほかの複数の元同僚も、見習期間があり、見習期間は厚生年金保険に加入できなかった旨供述していることから、A 社では、申立期間当時、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで  
A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額は、通勤手当の 1 万 6, 470 円が含まれていない額になっている。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額には、給与とは別途に支給された通勤手当が含まれていない。」と主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人の申立期間における標準報酬月額について、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社の営業権を引き継いだB社の担当者は、「自分もA社で働いていたが、通勤手当が給与とは別に支給された時期があった。」と供述しているものの、同社は既に解散しており、申立期間当時の関係資料は保管されていないことから、その事実を確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5482（事案 5340 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月 1 日から A 社に勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が 47 年 2 月 1 日と記録されており、申立期間が未加入期間となっている。当時、家族もあり、健康保険に加入していなかったとは考えられず、厚生年金保険料も控除されていたと思うが、前回審議の結果、記録訂正は認められないとの通知を受けた。

今回、新たな資料等は無いが、どうしても納得がいかないので再度審議の上、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社は昭和 48 年 2 月 12 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る賃金台帳等の存在を確認できないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は 47 年 2 月 1 日と記録され、当該記録はオンライン記録と一致しており、記録管理に不自然さは認められないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得ができないとして再申立てを行っているが、申立人の申立期間に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿を再度確認したが、不自然さは見当たらない上、複数の元同僚に改めて照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について具体的な回答は得られなかった。

このほか、申立人から新たな資料等の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5483 (事案 3263 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 30 日から 57 年 1 月 1 日まで

私は、A社を昭和 56 年 12 月 31 日に退職しているが、厚生年金保険の資格喪失日が同年 12 月 30 日と記録されている。今回、新たに事業主を含めて 3 枚の上申書を提出して再申立てするので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事業主は、申立人に対して「昭和 56 年 12 月末日で退職してくれと伝えたかどうか記憶が無い。」と供述している上、事業主及び顧問先の税理士事務所は、「当時の厚生年金保険に係る関係資料は保存していない。」と供述していることから、申立人が昭和 56 年 12 月 31 日まで勤務していたことを確認できないこと、ii) 申立人が氏名を挙げた当時の取締役は、「申立期間当時、私は工場を担当しており、経理には関与していなかったため、申立人の当時の社会保険等の状況は不明である。」と供述していることなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 23 年 3 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たに、「申立人が昭和 56 年 12 月 31 日までA社に在籍していた。」とする事業主及び当時の取締役の上申書を提出し、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を調査してほしいと主張している。

しかし、事業主は、上記の上申書に係る当委員会の照会に対して、「申立期間当時の資料は保管されていない。」と回答している上、上申書に記載されている申立人が昭和 56 年 12 月 31 日をもって退職することに合意した時期、そ

の内容及び申立人が同日まで在籍していたと判断した理由が不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほかに、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月頃から 38 年 9 月頃まで  
② 昭和 45 年 4 月頃から 46 年 3 月頃まで

私は、申立期間①はA（地名）に所在したB社に、申立期間②はC（地名）に所在したD社にそれぞれ勤務していた。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する名刺に記載されているB社の事業所名称及び代表取締役の氏名は、事業所別被保険者名簿に記載されている名称及び事業主の氏名と符合している上、申立人が当該事業所に係る設立経緯、事業展開の構想及び複数の元同僚の氏名を具体的に供述していることから、勤務期間は特定できないが、申立人は、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 44 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、平成 23 年 8 月 1 日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間①は、適用事業所となる前の期間であったことが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げたB社の元同僚は、上記事業所別被保険者名簿において氏名を確認できない上、申立期間当時の事業主の所在も確認できないことから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

2 申立期間②について、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚は、「時期は不明だが、申立人はD社に勤務していた。」と供述している上、申立人が所持

している当時の名刺、当該事業所の写真及び社員旅行の写真から、勤務期間は特定できないが、申立人は、D社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元同僚のうち一人は、「D社が厚生年金保険に加入していたか不明。」と供述している上、オンライン記録によると、当該事業所は、E区において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人の供述及びD社に係る商業登記簿謄本から、当該事業所の代表取締役の氏名は確認できるが、所在が不明であることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①について、A（地名）にあったB社近くのC事業所に勤務していた。また、申立期間②について、D（地名）にあったE社で求人広告の仕事に1か月ほど従事していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、事業主の氏名を思い出すことができない上、申立人が氏名を挙げた同僚の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、具体的な事情は確認できない。

また、オンライン記録によると、C事業所は、A（地名）において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が従事していたとする事業所と同じ名称のE社は、オンライン記録により、D（地名）において、昭和 45 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

しかし、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者になっている者3人に照会したところ、二人から回答が得られたが、いずれも申立人を覚えておらず、申立



人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について具体的な供述を得られない。

また、申立期間②において、E社に係る上記の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、E社の事業主は、既に他界しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 28 日  
② 平成 15 年 12 月 29 日

私は、平成 13 年 3 月 1 日から 16 年 4 月 10 日まで、A 市内にある B 社に正社員として勤務していた。申立期間①及び②に賞与を支給されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社から業務を引き継いだ C 社の事業主は、「申立期間当時の従業員は、賞与を年 2 回支給されていたと言っている。」と供述している。

しかしながら、上記の事業主は、「B 社の賃金台帳や源泉徴収簿は保存していない。」と供述していることから、申立期間①及び②について、申立人が同社から賞与を支給されていたことを確認できない。

また、A 市は、申立人に係る平成 16 年度市県民税課税台帳について、「事業主から平成 15 年分給与支払報告書が提出されなかったため、申立人の申告を根拠に平成 16 年度の市民税を決定した。」と回答している上、上記の課税台帳により確認できる社会保険料控除額は、2 万 1,950 円と低額であり、オンライン記録の標準報酬月額及び上記の課税台帳の給与収入から推認される年間の社会保険料控除額とは考え難いことから、申立期間①及び②に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたと推認できない。

さらに、B 社の元事業主に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間①及び②に係る賞与からの厚生年金保険料の控除について確

認できない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5487

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 28 日  
② 平成 15 年 12 月 29 日  
③ 平成 16 年 7 月 26 日  
④ 平成 16 年 12 月 27 日  
⑤ 平成 17 年 12 月 26 日  
⑥ 平成 18 年 7 月 24 日

私は、昭和 56 年 12 月 14 日から平成 18 年 12 月 18 日まで、A 市内にある B 社に正社員として勤務していた。申立期間①から⑥までについて、賞与を現金で支給されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社から業務を引き継いだ C 社の事業主は、「申立期間当時の従業員は、賞与を年 2 回支給されていたと言っている。」と供述している。

しかしながら、上記の事業主は、「B 社の賃金台帳や源泉徴収簿は保存していない。」と供述していることから、申立期間①から⑥までについて、申立人が同社から賞与を支給されていたことを確認できない。

また、A 市は、「申立人の平成 16 年度から 19 年度までの市民税課税記録について、保存期間経過のため保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①から⑥までに係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

さらに、B 社の元事業主に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間①から⑥までに係る賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間①から⑥までについて、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

私は、平成 17 年 10 月から 18 年 9 月まで A 社に正社員として勤務していたが、17 年 12 月 9 日に支給された賞与の年金記録が無いことに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳により、申立人は、平成 17 年 12 月 9 日に A 社から「ボーナス」として 3 万円支給されたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が当該賞与から厚生年金保険料を控除していた事実が認められる場合とされているところ、当該事業所から提出された貸金台帳（平成 17 年 12 月賞与分給料台帳）によると、申立人は、申立期間において、「酒肴料」を支給されたことが認められるものの、当該酒肴料から厚生年金保険料を控除されなかったことが確認できる。

また、事業主は、「申立人を本採用したのは、平成 17 年 9 月 28 日であり、同年 12 月の賞与の支給対象者になっていなかったため、酒肴料を支給した。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間について、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。